別　紙

令和８年度主任介護支援専門員更新研修修了者の介護支援専門員証の有効期間の更新手続きについて

１　「置き換え済み」の方、置き換え可の方で「今回の更新で置き換え交付を希望する方」、「置き換え不可」の方について

○ 主任更新研修の修了証明書受理と同時に更新申請が可能です。
更新申請に必要となる書類などを一式、**令和９年１月15日（金）までに**、
富山県高齢福祉課へ**簡易書留でご郵送**いただくか、**直接ご持参**ください。

２　置き換え可の方で「今回の更新で置き換えを希望しない方」について

○ 主任更新研修の修了証明書受理と同時に更新申請が可能です。
更新申請に必要となる書類などを一式と別紙３の様式に必要事項をご記入の上、
令和９年１月15日（金）までに、富山県高齢福祉課へ**簡易書留でご郵送**いただくか、
直接ご持参ください。
※「置き換え交付できない方」は、別紙３のご提出は不要です。

３　更新申請に必要となる書類など

郵送先：〒930-8501　富山県厚生部高齢福祉課介護保険係

①**様式第21号**（押印不要）
「置き換え済みの方」は別紙１、「今回の更新で置き換え交付を希望する方」は別紙２、
「今回の更新で置き換えを希望しない方」と「置き換え交付できない方」は別紙４を使用ください
②2,000円分の手数料納付証明書貼付用紙（電子納付される方は不要）
※手数料納付方法にチェックを付けてください。
③個人番号カード（マイナンバーカード）の表裏の写し、又は個人番号の記載がある住民票の写し及び本人確認書類（運転免許証の写し等）
④**写真２枚**（1枚は様式第21号に貼付し、もう1枚はそのまま同封）
写真は縦3㎝×横2.4㎝の大きさで、６ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの。
証明写真のみ可　※裏面に、氏名と介護支援専門員登録番号を記載
⑤**介護支援専門員証の原本**
⑥**主任更新研修の修了証明書の写し**
⑦**新しい介護支援専門員証の郵送を希望する方は、返信用封筒**
簡易書留分の切手（定型封筒の場合460円）を貼付して、郵送先の郵便番号、住所、氏名を記入
⑧**住所・氏名の変更を届け出ていない方は、介護支援専門員登録事項変更届出書（別紙５）と以下の書類**
（１）氏名の変更　→　戸籍抄本又は戸籍謄本の写し（コピー不可）
（２）住所の変更　→　富山県外に現住所がある場合のみ住民票の写し（コピー不可）

手続きの失念により介護支援専門員証が失効すると、**介護支援専門員及び主任介護支援専門員としての業務に従事できなくなります**ので、ご注意ください。

別　紙

（手数料の納入方法について）
○手数料収納窓口納付の場合
　手数料納付証明書貼付用紙を事前に印刷し、手数料収納窓口へお持ちください。窓口でバーコードを読み取ってもらい、手続きと金額を確認の上、手数料をお支払いください。その後「申請書等に貼り付け」と書かれたレシートを手数料納付証明書貼付用紙に貼付し、様式 21 号と合わせて提出してください。
※手数料収納窓口の設置場所および営業時間は県ホームページをご確認ください。

○電子納付の場合
　下記より電子申請にてお申込みいただき、受付番号を記載して提出してください。申請書類の確認後に、メールで手数料案内が届きますので、案内にしたがって期日までに、手数料をお支払いください。（クレジットカード又は Pay-easy 又は PayPay）

※QR コードは(株)デンソーウェーブの登録商標です

https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=shinsei&lgCd=160001&shinseiFmtNo=1211CC&shinseiEdaban=01

（事務担当：高齢福祉課介護保険係　黒田　電話 076-444-3272）